

東京都電気機械器具製造業最低工賃の改正決定  
に係る東京地方労働審議会の意見に関する公示

東京労働局一般公示第147号

令和7年5月20日に、東京地方労働審議会から東京都電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について意見の提出があったので、家内労働法（昭和45年法律第60号）第9条第1項の規定により、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、当該最低工賃の改正決定に異議がある関係家内労働者又は関係委託者は、家内労働法第9条第2項の規定に基づき、令和7年6月11日までに、東京労働局長（東京都千代田区九段南一丁目2番1号九段第3合同庁舎）あて、別紙様式により異議申出をされたい。

令和7年5月27日

東京労働局長  
富田 望

記

東京都電気機械器具製造業最低工賃の改正決定に係る東京地方労働審議会の意見要旨

次の東京都電気機械器具製造業最低工賃を改正すること。

- 1 適用する家内労働者  
東京都の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者  
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額  
別表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額
- 4 効力発生の日  
法定どおり

別表

品 目	工 程	規 格	金 額
電気部品(プリント基板に用いるものに限る。)	整形のうち、足の曲げ		1個につき 1円42銭
プリント基板	部品の差し	2本のリード線について行うもの	1個につき 1円47銭
	部品の差し、折り曲げ及び切り		1個につき 2円83銭
	部品の差し、折り曲げ、切り及び手はんだ		1個につき 6円79銭
	ICの差し	足の本数が28本以下のもの	1個につき 2円88銭
		足の本数が30本以上のもの	1個につき 3円67銭
マスキング(後付け部品のための穴にテープを貼ることをいう。)	テープの幅6ミリメートル以下、長さ30ミリメートル以上70ミリメートル以下について行うもの	1か所につき 1円02銭	
コネクタ	差し(リード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう。)		1端子につき 91銭
シールド線	端末加工(表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の端末をはんだ付けすることをいう。)	1しんで、かつ、15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	1か所につき 5円46銭
	チューブ挿入(端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。)	15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	1本につき 3円11銭
スライドスイッチ	端子差し	単独又は2以上連結した端子	1差しにつき 1円19銭

別紙

## 異議申出書

令和7年5月27日に貴殿が公示した東京都電気機械器具製造業最低工賃に係る東京地方労働審議会の意見について異議があるので、家内労働法第9条第2項により下記のとおり異議を申し出る。

記

以上

異議の内容

異議の理由

令和 年 月 日

申 出 者  
住 所  
氏 名

東京労働局長 富田 望 殿